



米国税務 QI/FATCA 関連情報

FATCA いよいよ開始

直前に公表された多数のガイダンスの重要点

アメリカ

2014年7月1日

いよいよ7月1日からFATCA(Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法: 以下「FATCA」)が、スタートした。その直前に米国財務省および内国歳入庁(Internal Revenue Services: 以下「IRS」)は、以下の情報を矢継ぎ早に公表した。

1. Form 8966 インストラクション(記載要領)
2. Form W-8BEN-E インストラクション
3. Form W-8IMY インストラクション
4. FFI(Foreign Financial Institution: 外国金融機関: 以下「FFI」) 契約修正版(Rev. Proc. 2014-38)
5. FATCA 対応 QI(Qualified Intermediary: 適格仲介人: 以下「QI」) 更新契約(Rev. Proc. 2014-39)
6. FATCA 政府間協定ひな形修正版

それぞれの重要ポイントを記載しているので参考にされたい。

1. Form 8966 インストラクション

日本の金融機関を含むモデル2協定参加国金融機関は、FATCA に基づく本人確認手続を実施し、特定した米国民口座、不同意米国民口座、不参加金融機関、不同意不参加金融機関について、電子申告で、IRS に直接報告を行う。その際の報告様式となるForm 8966はすでに公表されていたが、そのインストラクションがようやく公表された。

【初年度報告期限】本来であれば、報告期限は毎年3月31日となる。当該報告期限は、延長様式8809を提出することにより、90日間延長が可能となる。初年度については、延長様式8809を提出しなくとも、90日間自動延長されることから初回報告期限は2015年6月29日となる。

【不同意米国民口座=非協力口座】米国財務省規則では、FATCA 上必要とされる本人確認ができない場合には、非協力口座(Recalcitrant account holders)として報告が求められており、実際の報告の際には、米国示唆情報の有無等により、さらにいくつかの区分に分け、報告が必要となる。一方、日米当局声明では、非協力口座の代わりに不同意米国民口座(Non-Consenting U.S. Account)が規定されている。これまで、金融庁からの説明では、不同意米国民口座は、非協力口座と異なり複数の区分に分けて報告する必要はないようであったが、様式8966インストラクションにおいて、モデル2協定参加国金融機関については、不同意米国民口座は、非協力口座と同義であるものとし、区分して報告することが必要となることが明示されている。

従い、日本の金融機関も、様式8966 Part V.において6つの区分に分けた報告が必要となる。

- Recalcitrant account holders with U.S. Indicia (米国人示唆情報有で追加書類未提出)
- Dormant Accounts(休眠口座)
- Recalcitrant account holders that are U.S.

Persons(同意書未提出の米国民口座)

- Recalcitrant account holders without U.S. Indicia (米国民示唆情報なしで追加書類未提出)
- Non-Participating FFI(不参加 FFI)
- Recalcitrant account holders that are passive NFFEs(受動的 NFFE(Non-Financial Foreign Entity: その他の外国事業体: 以下「NFFE」)で追加書類未提出)

2. Form W-8BEN-E インストラクション

旧様式 W-8BEN が、FATCA への対応のため改訂され、個人用は様式 W-8BEN として、また個人以外の事業体用は、様式 W-8BEN-E として更新されている。なお、ここでの事業体とは、原則、自然人である個人以外の者は、すべて事業体となるため、税法上パススルーとなる投資事業組合や任意団体から入手するものも W-8BEN-E となり、日本の収税法上の取扱いとは異なるので留意されたい。全 8 ページからなる新様式 W-8BEN-E は、これまでの旧様式に FATCA で求められる様々な宣誓が加えられているため、今回公表された 15 ページにも及ぶ当該様式のインストラクションをよく確認した上で記載する必要がある。当該様式を提出する事業体の必須記載箇所は Part I(事業体の名称、住所、設立国等)および Part XXIX(宣誓)である。

【日本の金融機関の FATCA ステータス】様式 W-8BEN-E の Part 1 の項目 5 にある FATCA ステータスの記載において、日本の金融機関で参加 FFI での対応を行っている場合には「Reporting Model 2 FFI」、登録みなし遵守 FFI(ローカル FFI)での対応を行っている場合には「Nonreporting IGA FFI」、またスポンサー付 FFI としての IRS 登録が未了であり GIIN(Global Intermediary Identification Number: グローバル仲介人識別番号)がない場合には「Sponsored FFI that has not obtained a GIIN」へのチェックが必要となる。ただし、既存事業体口座について、当該 Part 1 の項目 5 に関する記載は 2016 年 6 月 30 日(現状 QI や WP(Withholding Foreign Partnership: 源泉徴収パートナーシップ)である場合には 2014 年 12 月 31 日)までに行えばよい。

【代替宣誓様式】政府間協定で別途規定される FATCA ステータスの各種要件に基づく宣誓を可能とするため、様式 W-8BEN-E の Part I 項目 5 になり FATCA ステータスに該当する場合には、代替宣

誓様式を添付することが認められる。

3. Form W-8IMY インストラクション

FATCA において、様式 W-8IMY の提出が必要となるのは、一般的には米国源泉 FDAP(配当、利子等の定期定額)所得を仲介人として受領する場合である。ただし、ファンドや任意団体等で、法人格を持たず、税務上導管となる事業体が、米国投資を行った場合には、当該事業体は仲介人と同様の扱いとなり、様式 W-8IMY の提出を求められる場合があるので留意されたい。【日本の金融機関の FATCA ステータス】および【代替宣誓様式】に関しては、様式 W-8BEN-E の場合と同様であるため、ここでは、その他の重要点について記載する。

【様式 1099 報告および源泉徴収義務の引受】すべての QI はまず Part III の項目 14a へチェックすることにより、仲介人であることおよび口座保有者に関して QI および FATCA 制度に基づいて求められる源泉徴収区分表(Withholding Statement)を提出することに同意しなければならない。また、QI および FATCA に基づく源泉徴収に加えて米国民口座の様式 1099 報告やバックアップ源泉徴収義務を負う場合(項目 14b)、QI および FATCA に基づく源泉徴収義務のみを負う場合(項目 14c)、米国民口座の様式 1099 報告とバックアップ源泉徴収義務のみを負う場合(項目 14d)、または、米国民口座の様式 1099 報告とバックアップ源泉徴収義務を負わないために、当該米国民口座保有者から入手した様式 W-9 を上流金融機関へ W-8IMY とともに提出する場合(項目 14e)等、それぞれの状況に応じた項目へのチェックが必要となるケースがある。

【源泉徴収区分表(Withholding Statement)の提出】QI である金融機関は、QI 対象口座について、仲介人として米国源泉所得を受け取る場合、支払人である各源泉徴収義務者に源泉徴収区分表を提出する必要がある。源泉徴収区分表は、様式 W-8IMY の一部を構成し、米国源泉所得の支払に対して、受取人のステータスと適用税率等を記載する。これまで、従来の米国内国歳入法第 3 章の規定に従って、区分表を作成すれば足りていたが、今後、第 4 章(FATCA ルール)に基づく区分表の作成が必要となる。特に受取人に、不参加 FFI、不同意米国民口座がある場合には、当該区分を加えることが必要となる。

4. FFI 契約修正版

FFI 契約については、2013 年 10 月に Notice 2013-69 でドラフトが公表された後、2014 年 1 月に Revenue Procedure 2014-13 で最終版が公表されている。その後、2014 年 2 月に財務省規則の改訂を受け、主にその修正点を反映したものが、Revenue Procedure 2014-38 として先日公表された。財務省規則改訂についての反映を除き、大きな変更はないが、日本の金融機関は、日米当局声明、金融庁要請文にしたがいモデル 2 協定参加国として、FFI 要件の必要事項を遵守することが求められているにもかかわらず、FFI 契約を十分に理解していないケースがあり、特に以下の点が見落とされている。

【不参加金融機関への源泉徴収】日米当局声明では、不同意米国人口座への源泉徴収については、日本の金融機関は源泉徴収を免除されていることが明確に規定されているが、不参加金融機関への源泉徴収免除については、一切明記されていない。FFI 契約 Section 4. 01. (B)においてモデル 2 協定参加国金融機関は、不参加 FFI へ米国源泉所得の支払を行う場合には、源泉徴収義務を負うことが明確に規定されている。

【本人確認書類の期限管理】FFI 契約 Section 3.03 (B)(2)においてモデル 2 協定参加国金融機関についても本人確認書類の期限管理が必要となることが明示されている。ただし、米国外で開設される口座については、財務省規則 § 1.1471-3(c)(6)において、一定のものは免除されているが、すべてが免除されているわけではなく、以下の口座については免除の対象外であることが明確に規定されており、期限管理が必要となる。

- 個人口座：米国人示唆情報（米国住所、米国電話番号、米国への定期的な資金移動の指示）があるにもかかわらず、米国居住者でないとの自己宣誓を取得し、非米国人居住者として取り扱っている場合
- 法人口座：受動的 NFFE に該当する場合で、2014 年 6 月 30 日またはその後の年末時点での残高が 100 万ドルを超える場合

日米当局声明に基づく本人確認手続においても受動的 NFFE に該当する場合には、自己宣誓を受け、特定することが必要となっている。受動的 NFFE の中でもリスクが高いと考えられる高額口座について

は、本人確認書類の期限管理が必要となることから、受動的 NFFE を特定することは FATCA の本人確認手続において重要なポイントとなる。一方、一部の金融機関では、NFFE について支配者がいなければその段階で本人確認を終了するという誤った手続を行なっているケースが見受けられる。そのような場合には今後のコンプライアンスプログラムの検証に備え、必要な対応を早急に検討されることをお勧めする。

5. FATCA 対応 QI 更新契約

QI (Qualified Intermediary) 制度とは、2001 年から始まった制度で、日本の金融機関も、証券会社、信託銀行、アセットマネジメント会社を中心に約 200 社が QI 契約を締結している。QI 契約は通常は 6 年間の有期契約であり、契約期限前までに更新手続が必要となる。今回公表された QI 更新契約を含む Revenue Procedure 2014-39 は、FATCA 対応を含むためこれまで以上に、専門的かつ複雑な内容となっており全 107 ページに及ぶ。これは、旧 QI 契約の 2 倍近いボリュームである。QI として活動するためには、内容を充分理解し、適切な対応が必要となる。

【QI 契約の更新と FATCA 登録】2013 年 7 月に公表された Notice 2013-43 において、2013 年末に終了となる QI 契約は、自動的に 2014 年 6 月 30 日まで延長されることが明示されていた。FATCA で規定される FFI となる QI が、QI 契約の更新を行う場合、2014 年 6 月 30 日までに、FATCA ポータルサイトにて、登録を行う。従い、QI 契約を締結している金融機関で、万が一、6 月 30 日時点で FFI としての登録が完了していない場合には、7 月 1 日以降は、QI として活動はできないことになるので、留意されたい。FATCA ポータルサイトでは、日本の金融機関であれば、モデル 2 協定参加国金融機関、または登録みなし遵守金融機関のいずれかでの登録をし、QI 契約に関する必要情報を入力し、QI 契約更新についての意思を明示する。なお、QI 契約の更新にあたっては、契約書の交付はなく、自動更新となる。契約期間は、FFI 契約にあわせ、2016 年末までとなる。

【コンプライアンスプログラムの構築】QI 更新契約では、各 QI は、QI 責任者のもと、コンプライアンスプログラムの構築が義務付けられる。QI 責任者は、FATCA 責任者と必ずしも同一でなくてもよいと定められている。FATCA の規定に準じて QI 契約は修正

されたものと考えられる。なお QI で必要となるコンプライアンスプログラムには、以下の事項が規定されていないといけない。

- 書面による方針および手続 (Written Policies and Procedures)
- 研修 (Training)
- システム (Systems)
- モニタリング (Monitoring of Business Change)
- 定期的宣誓 (Periodic Certification)

【検証】これまでの QI 契約では 6 年間の契約期間に 2 度の外部検証の実施が求められていた。外部検証は、監査法人または税理士法人が AUP (Agreed Upon Procedure) 手続として実施し、IRS に対してレポートを提出していた。検証についても FATCA の規定に近い形で修正され、QI の内部監査人による検証でよいものとされている。ただし、QI の判断で必要に応じて外部監査人に依頼することもできるものと規定されている。検証の対象となる項目は多岐に渡り、QI 契約の中に比較的詳しく記載されているが、今後ガイダンスによりその詳細が公表される。

6. FATCA 政府間協定ひな形修正版

6 月 6 日付で、FATCA 政府間協定ひな形が更新されている。7 月 1 日現在、政府間協定を締結、または大筋合意している国は、中国も含め 90 カ国に達した。添付資料は、トーマツにて最新情報を整理し、契約先金融機関には定期的に送付しているものである。特にモデル 1 協定については、国内法整備がなされることになっているが、7 月 1 日時点で国内法の整備が完了していない国が大半を占める。6 月 6 日付の政府間協定ひな形修正版では、FATCA 協定締結国は米国に対して、協定が有効となる前に書面により通知することにより、一定の代替手続を新規口座に適用することが可能としている。例えば、国内法が施行される日が、2014 年 12 月 1 日の場合には、2014 年 7 月 1 日以降 2014 年 11 月 30 日までに開設された新規口座の本人確認は、施行日から 1 年以内の 2015 年 11 月 30 日までに実施すればよいこととなる。すでにシンガポール政府は、当該代替手続の適用を米国に要請する方針であることを公表しており、多くの協定参加国が追随することが想定される。

おわりに

FATCA の開始直前に駆け込みで多くのガイダンスが公表されたが、まだすべての必要情報がそろったわけではなく、次の情報未公表である。

- 財務省規則改訂版
- 電子報告についてのガイダンス
- スポンサー事業体の検証および宣誓についてのガイダンス
- コンプライアンスについての宣誓に係るガイダンス

トーマツでは、FATCA に関して、米国財務相または IRS から公表された各種様式・インストラクション、財務省規則、各種通達等について、原則すべて、和訳を作成している。今回、ニュースレターで紹介した各種インストラクション、通達等についても現在、作業を行っており、FATCA についての契約を締結している金融機関については、契約の範囲において順次提供を予定している。多くの金融機関では、FATCA の一応の準備は整ったことかと思うが、充分な準備期間もなかったことから、今後、より効率的かつコンプライアンス上適切な、FATCA 対応を行うために、適宜、修正・見直しが必要となろう。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.tohatsu.com/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク		
エグゼクティブ オフィサー	生田 ひろみ	hiromi.ikuta@tohatsu.com.jp
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.com.jp
シニアマネジャー	岡 映	akira.oka@tohatsu.com.jp
マネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.com.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
TEL	03-6213-3800(代)	
URL	www.tohatsu.com/tax	

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,600 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

FATCA 協定参加国一覧表

更新日：2014年7月17日

米国と有効な政府間協定・声明を締結（調印または仮調印）している国（協定参加国）および大筋合意している国（みなし協定参加国）は以下の通りである。尚、最新の情報については、以下の米国財務省ホームページを参照のこと。<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/treaties/Pages/FATCA.aspx>

■ 協定参加国 39 カ国

モデル1 協定参加国： 34 カ国	
Australia（オーストラリア）	Israel（イスラエル）
Belgium（ベルギー）	Italy（イタリア）
British Virgin Islands（英領ヴァージン諸島）	Jamaica（ジャマイカ）
Canada（カナダ）	Jersey（ジャージ島）
Cayman Islands（ケイマン諸島）	Latvia（ラトビア）
Costa Rica（コスタリカ）	Liechtenstein（リヒテンシュテイン）
Denmark（デンマーク）	Luxembourg（ルクセンブルグ）
Estonia（エストニア）	Malta（マルタ）
Finland（フィンランド）	Mauritius（モーリシャス）
France（フランス）	Mexico（メキシコ）
Germany（ドイツ）	Netherlands（オランダ）
Gibraltar（ジブラルタル）	New Zealand（ニュージーランド）
Guernsey（ガーンジー島）	Norway（ノルウェー）
Hungary（ハンガリー）	South Africa（南アフリカ）
Honduras（ホンジュラス）	Spain（スペイン）
Ireland（アイルランド）	Slovenia（スロベニア）
Isle of Man（マン島）	United Kingdom（イギリス）

モデル2 協定参加国： 5 カ国	
Austria（オーストリア）	Japan（日本）
Bermuda（バミューダ）	Switzerland（スイス）
Chile（チリ）	

■ みなし協定参加国 62 カ国

モデル1 みなし協定参加国： 54 カ国	
Algeria (アルジェリア)	Kuwait (クウェート)
Anguilla (アンギラ)	Malaysia (マレーシア)
Antigua and Barbuda (アンティグア・バーブダ)	Montenegro (モンテネグロ)
Azerbaijan (アゼルバイジャン)	Lithuania (リトアニア)
Bahamas (バハマ)	Panama (パナマ)
Bahrain (バーレーン)	Peru (ペルー)
Barbados (バルバドス)	Poland (ポーランド)
Belarus (ベラルーシ)	Portugal (ポルトガル)
Brazil (ブラジル)	Qatar (カタール)
Bulgaria (ブルガリア)	Romania (ルーマニア)
Cabo Verde (カーボベルデ)	St.Kitts and Nevis (セントクリストファー・ネイビス)
China (中国)	St.Lusia (セントルシア)
Columbia (コロンビア)	St.Vincent and the Grenadines (セントビンセント・グレナディーン)
Croatia (クロアチア)	Saudi Arabia (サウジアラビア)
Curacao (キュラソー島)	Serbia (セルビア)
Czech Republic (チェコ共和国)	Seychelles (セーシェル共和国)
Cyprus (キプロス)	Singapore (シンガポール)
Dominica (ドミニカ国)	Slovak Republic (スロバキア共和国)
Dominican Republic (ドミニカ共和国)	South Korea (韓国)
Georgia (グルジア)	Sweden (スウェーデン)
Greenland (グリーンランド)	Thailand (タイ)
Grenada (グレナダ)	Turkey (トルコ)
Guyana (ガイアナ)	Turkmenistan (トルクメニスタン)
Haiti (ハイチ)	Turks and Caicos Islands (タークス・カイコス諸島)
India (インド)	Ukraine (ウクライナ)
Indonesia (インドネシア)	United Arab Emirates (アラブ首長国連邦)
Kosovo (コソボ)	Uzbekistan (ウズベキスタン)

モデル2 みなし協定参加国： 8 カ国	
Armenia (アルメニア)	Moldova (モルドバ)
Hong Kong (香港)	Paraguay (パラグアイ)
Iraq (イラク)	San Marino (サンマリノ)
Nicaragua (ニカラグア)	Taiwan (台湾)